

高鍋町告示第38号

平成23年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成23年9月7日(水)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	柏木 忠典君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
時任 伸一君	山本 隆俊君

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月20日に応招した議員

同上

---

○9月21日に応招した議員

同上

---

○9月22日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成23年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 産業建設常任委員会行政調査報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第3号 平成22年度高鍋町水道事業会計継続費精算について
- 日程第5 報告第4号 平成22年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第5号 平成22年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第6号 平成22年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成23年度会計予算について
- 日程第8 報告第7号 平成22年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 認定第1号 平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第9号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について

- 日程第19 認定第10号 平成22年度高鍋町水道事業会計決算について  
日程第20 議案第28号 高鍋町暴力団排除条例の制定について  
日程第21 議案第29号 高鍋町税条例等の一部改正について  
日程第22 議案第30号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）  
日程第23 議案第31号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第32号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第25 議案第33号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第34号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第27 平成22年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸報告  
    (1) 議長の会務報告  
    (2) 議員派遣の報告  
    (3) 産業建設常任委員会行政調査報告  
    (4) 例月現金出納検査結果報告  
    (5) 町長の政務報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 報告第3号 平成22年度高鍋町水道事業会計継続費精算について  
日程第5 報告第4号 平成22年度高鍋町財政健全化判断比率について  
日程第6 報告第5号 平成22年度高鍋町公営企業資金不足比率について  
日程第7 報告第6号 平成22年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成23年度会計予算について  
日程第8 報告第7号 平成22年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について  
日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命について  
日程第10 認定第1号 平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について  
日程第11 認定第2号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第12 認定第3号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について  
日程第13 認定第4号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について  
日程第14 認定第5号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第15 認定第6号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について

- 日程第16 認定第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第17 認定第8号 平成22年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について  
日程第18 認定第9号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第19 認定第10号 平成22年度高鍋町水道事業会計決算について  
日程第20 議案第28号 高鍋町暴力団排除条例の制定について  
日程第21 議案第29号 高鍋町税条例等の一部改正について  
日程第22 議案第30号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）  
日程第23 議案第31号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第32号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第25 議案第33号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第34号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第27 平成22年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（14名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
7番 中村 末子君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（2名）

6番 池田 堯君	8番 黒木 正建君
----------	-----------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	小澤 浩一君	副町長 ……………	川野 文明君
教育長 ……………	萱嶋 稔君	教育委員長 ……………	児玉 安夫君

代表監査委員	……………	黒木 輝幸君	総務課長	……………	間 省二君
政策推進課長	……………	森 弘道君	建設管理課長	……………	芥田 秀則君
農業委員会事務局長	…	松木 成己君	産業振興課長	……………	長町 信幸君
会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君	町民生活課長補佐	……	椎葉ひろ子君
健康福祉課長	……………	井上 敏郎君	税務課長	……………	田中 義基君
上下水道課長	……………	森 俊彦君	教育総務課長	……………	黒水日出夫君
社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君			

---

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） 只今から、平成23年第3回高鍋町議会定例会を開会をします。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。副委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会副委員長（中村 末子君） 副委員長。おはようございます。平成23年第3回定例会招集に当たり、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

去る9月の2日、午前10時より、第3会議室において委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

9月定例会に付議されました案件は、高鍋町水道事業会計継続費精算報告ほか報告5件、教育委員の再任の同意案件1件、平成22年度決算認定10件、条例制定1件、条例の一部改正1件、平成23年度補正予算5件の計23件です。

執行部より説明を受け、質疑を求めましたが総括質疑がなされるということで、具体的な内容についてはありませんでした。

次に、事務局より日程の説明が行われました。

委員より、常任委員会の日程に不足が生じないように、特別委員会終了後には、常任委員会も入らせていただきたいとの要望があり、委員全員の一致を見たところでございます。今回の一般質問は8名であり、2日間をとりました。

また、意見書の要望が2団体から提出されており、議員協議会で議論し、再度議会運営委員会を開く予定をしております。

議会運営委員会では、9月定例会を提案どおり、さきの日程で進めることに全員賛成でしたので御報告いたします。今回の議会は、決算認定議会であり、審査に時間がかかることもありますが、来年度予算に大いに参考になる議会でもあります。議員各位の慎重な審査をお願いし、議論が活発に行われることをお願いして報告いたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番、永友良和議員、14番、柏木忠典議員を指名いたします。

## 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、産業建設常任委員会の行政調査報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 13番。おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の7月に調査いたしました行政調査の報告を行います。

日時は7月6日水曜日と、翌7日の木曜日2日間でございます。参加者は産業建設常任委員4名と議会事務局員1名、産業振興課職員1名であります。

1日目は国営大野川上流土地改良事業、大蘇ダムというところがあるんですが、大蘇ダムにかかわります調査を行うため、熊本県阿蘇郡産山村役場を訪問し、説明を受けました。産山村に建設された大蘇ダムは、大分県側から2度の協力要請を受け、昭和54年に事業を着工いたしました。総事業費130億円を当初見込んでおりましたが、水が溜まらない等の状況が出たため、平成3年と平成17年の2度にわたる計画変更の末、約600億円をダムに費やされています。着工から30年以上経過した現在でも、浸透対策工事3年間で8億4,000万円の費用がかかっている状態です。給水の範囲は、大分県の竹田市、熊本県の阿蘇市と地元産山村です。この事業に関しての負担割合は、国が70%、県が25%で、残りが地元負担であります。その中の受益者負担に関しましては、給水栓を1箇所6,000円、維持費につきましては、A、B、C3つに分かれておまして、A畑の給水栓を取りつけて常時使用する人に対しては、10アール当たり3,500円、B畑の、給水栓は取りつけるが現在は使用しないという農家に対しては、10アール当たり500円、それと、C畑の給水栓を取りつけないという農家に対しては負担金なしの3つにわけられておりました。実際にダムを見学しましたが、現在給水は行われているものの、計画通りに貯水や給水ができない状態が続いております。

2日目は、同じ熊本県菊池郡菊陽町を訪問いたしました。

菊陽町は、昭和55年ごろは約2万人であった人口が、企業誘致等で現在は約倍の3万7,000人と、全国でも人口増加率はトップクラスの町であります。この菊陽町は、企業を誘致するに当たり、空港が近いこと、水が豊富にあることなどの条件が整っていたことと、道路の区画整備などインフラ整備を徹底させたこと、そして原水工業団地という団地を県が建設するなど、受け入れ態勢がしっかりできていたことが、多くの企業を誘致で

きている要因であります。企業とのコンタクトにつきましては、県が主となって、大阪、東京、福岡等に事務所を置き、専門員を配置するなど、町と県の連携がしっかり保たれています。

また、役場としてもそれぞれの課で情報を共有して、映像によるPR活動や情報提供による奨励制度を設けるなど様々な工夫がなされております。現在、町も誘致するための土地を工業団地に隣接していましたが、大震災の影響で食品関係の企業が、来られるはずだった企業が来られなくなるなど空き地も目立っております。町や県では、現在ある企業を大切にするため、いろいろな角度から親睦を深める等の努力もされておりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。

平成23年6月1日から平成23年8月31日までの政務について御報告を申し上げます。

まず、山下地区土砂災害防災訓練についてであります。6月5日日曜日に、高鍋町防災センターにおいて実施いたしました。この訓練の実施により、避難所、避難経路の確認及び地区住民の防災意識の向上を図ることができました。

次に、第58回高鍋町消防操法大会についてでございますが、6月26日日曜日、高鍋町スポーツセンターで開催いたしました。各部とも、日ごろの訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

次に、第49回東児湯支部消防操法大会についてでございますが、7月16日土曜日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町においては第4部及び第5部が優勝、第10部が第2位という輝かしい結果となりました。

次に、災害時応援協定の締結についてでございますが、国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、被害の拡大を防ぎ、2次災害を防止することを目的として、8月22日月曜日に当町役場において国土交通省九州地方整備局と応援協定を締結いたしました。

次に、畜魂慰霊祭についてでございますが、8月31日水曜日に畜魂碑前で実施いたしました。昨年の口蹄疫で犠牲となった家畜の魂を慰霊し、二度とこのような悲劇を繰り返さないこと、また、口蹄疫からの復興を誓ったところでございました。

次に、要望活動についてでございますが、6月から7月にかけて、お手元の政務報告に掲げているとおり、要望活動を行ってまいりました。

また、今回の要望活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主立った政務について御報告申し上げます。なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月22日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から22日までの16日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 報告第3号

### 日程第5. 報告第4号

### 日程第6. 報告第5号

### 日程第7. 報告第6号

### 日程第8. 報告第7号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、報告第3号平成22年度高鍋町水道事業会計継続費精算についてから、日程第8、報告第7号平成22年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上5報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。報告第3号平成22年度高鍋町水道事業会計継続費精算についてから、報告第6号平成22年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成23年度会計予算についてまでを一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第3号平成22年度高鍋町水道事業会計継続費精算についてでございますが、平成21年度より2カ年継続事業として実施された竹鳩浄水場配水池施設更新工事が終了し、管理者から継続費精算報告書の提出があったので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第4号平成22年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第5号平成22年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、水道事業、下水道事業とも資金不足は発生いたしておりません。

次に、報告第6号平成22年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成23年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、4件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（児玉 安夫君） 教育委員長。報告第7号平成22年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

---

#### 日程第9. 同意第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。同意第1号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の杉田淳子氏が、平成23年11月26日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略をします。

以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。教育委員の選出については、再任を含めどのような要綱を設置しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。再任についての要綱の設置はございませんけども、杉田委員の場合は保護者代表ということで、前回委員にお願いしておりまして、引き続き保護者代表の1人としての委員としてお願いするものでございます。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 高鍋町独自の教育委員さんの再任関係の法律はつくっておりません。したがって、ここにありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によるということで、高鍋町独自ではなくてそれに基づいて杉田委員を再任ということでしたしております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。済みません。私の質疑の意図がどうも飲み込めていないようですので、ちょっと再度質疑をしますけれども、再任を含めってということは、新しく選ぶときにもランダムで選んでいるのか、それとも例えば、保護者、教育者、いろいろありますでしょ、教育関係に携わった人とか、教育委員会にいらっしゃる方は、いろんな方がいらっしゃるわけですね、PTAの代表、保護者の代表で、元代表であったりとか、いろんなこと選ばれるわけですね。だからランダムに選ばれているのか、そこ辺のところを知りたかったわけです。要綱がなければいけないで、その基準点というのはある程度持ってらっしゃるのかなっていうふうに思ったんです。そこが見えないと、ああ、教育委員っていうのを、じゃあランダムに選んでいきながら、じゃあどうするのかと、例えば広報して、教育委員を公募してますみたいところでやられるのか、それとも家庭教育学級なり何なり、そういう卒業した人を行ってされてるのかというような、ある程度の標準点というか、基準点というのを設けていらっしゃるのかなというふうに思ったんですよ。というのは、教育委員会で、私再三質問なども行ってきておりますけれども、今報告にもありましたように、いろんな報告をしなければならぬように規程としてなっているんです、法的に。だから、それはなぜかという、一番文科省の思いからいけば、やっぱり教育委員会がきちんと機能してるかどうかというところの判断が非常に求められてる部分が、ある程度教育分野にあるんです、今の条件要綱。それは、子供たちが荒れてきたり、いじめがあったり、いろんなことが、とにかく歴史的な中でいろいろあって、どのような要綱を持って教育委員を選任するのかっていうことが非常に強く求められてる部分があるんです。それは文科省もそれは通達でしっかりと出してきておりますので、高鍋町では、やはりどういう考え方で教育委員を選んでいらっしゃるのかということをおも程度頭に置いてこちらでも望んでいかないといけないなというふうに思ってるわけなんです。だから、例えば保護者から何名選んで、教育関係者から何名とかいうふうに、そういう思いがあるのかどうかというのを知りたかったわけです。それだけです。それ以上のことはありません。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 現在教育委員会として構成を考えておりますのは、学識経験者、それから保護者の代表、保護者の代表は最近国からの法律で1名はいれるようになっております。それから、そのほかの一般住民の方の代表ということで、バランスをとっているところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、同意第1号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命につきましては同意することに決定いたしました。

---

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第19. 認定第10号

日程第20. 議案第28号

日程第21. 議案第29号

日程第22. 議案第30号

日程第23. 議案第31号

日程第24. 議案第32号

日程第25. 議案第33号

日程第26. 議案第34号

○議長（山本 隆俊） 日程第10、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第26、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上17件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、認定第1号平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第9号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成22年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額78億1,173万921円、歳

出総額72億9,129万676円、差し引き5億2,044万245円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額29億3,477万9,746円、歳出総額26億8,491万418円、差し引き2億4,986万9,328円となっております。

次に、認定第3号の老人保健特別会計については、歳入総額89万6,675円、歳出総額89万6,675円、歳入歳出同額となっております。

次に、認定第4号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億625万6,521円、歳出総額4億512万6,521円、差し引き113万円となっております。

次に、認定第5号の下水道事業特別会計については、歳入総額4億1,296万3,820円、歳出総額4億52万1,962円、差し引き1,244万1,858円となっております。

次に、認定第6号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,150万6,000円、歳出総額1,027万9,117円、差し引き122万6,883円となっております。

次に、認定第7号の介護保険特別会計については、歳入総額13億7,429万1,702円、歳出総額12億5,926万9,993円、差し引き1億1,502万1,709円となっております。

次に、認定第8号の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計については、歳入総額325万1,209円、歳出総額315万9,062円、差し引き9万2,147円となっております。

次に、認定第9号のツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,386万384円、歳出総額2,053万286円、差し引き333万98円となっております。

次に、認定第10号平成22年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では、給水件数が8,590件で、前年度より207件の減、有収水量は201万4,153立方メートルで、前年度より1.9%減少しました。経営面では、収益的収入総額4億2,134万7,494円、支出総額4億1,809万8,862円で、経常利益は324万8,632円でございます。

次に、資本的収支であります。収入総額1億2,973万398円に対し、支出総額は4億3,089万4,026円になっております。なお、資本的収支が支出に対して不足する額3億119万3,628円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、議案第28号高鍋町暴力団排除条例の制定についてでございますが、平成23年8月1日付けで、宮崎県暴力団排除条例が施行され、宮崎県における暴力団排除の基本理念や県の責務等が明確に定められたところであり、この県条例の施行を受け、本町においても暴力団を社会から排除し、町民の安心安全を確保することを目的に、今回新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第29号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものは、寄附金税額控除について寄附文化の裾野を広げるという意味から、その適用下限額を所得税とあわせ、5,000円から2,000円に引き下げる改正、所得税の罰則の改正とあわせて、個人住民税等の地方税関係の租税罰則見直しが行われたことによる改正、上場株式等所得の軽減税率や、所得計算等の特例について2年延長することとなったための改正等でございます。

次に、議案第30号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億5,295万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億836万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、活性化推進事業費、地域支え合い体制づくり事業、安心こども基金事業、西都医師会病院助成負担金、宮崎県環境整備公社貸付金、埋却地管理支援事業補助金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金、東小学校施設整備事業、コミュニティ助成事業補助金、公共土木補助災害復旧事業等でございます。

また、平成22年度決算確定に伴う決算剰余金につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金に積立を計上したところでございます。加えまして、総務費から教育費まで4月に実施しました人事異動に伴う人件費の調整を行ったところでございます。財源につきましては、国・県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債でございます。あわせまして、災害復旧事業に伴う地方債の追加を行うものでございます。

次に、議案第31号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,992万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,054万8,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、人事異動に伴う人件費の減額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金については、いずれも平成23年度納付額確定に伴う増額、国庫補助金返還金、支払基金返還金、国庫負担金返還金、県負担金返還金については、いずれも平成22年度事業実績に伴う償還金の増額でございます。

歳入では、本算定処理を行い、当初、課税額が確定したことによる国民健康保険税の増額、平成23年度交付額決定に伴う前期高齢者交付金の減額、歳出の人件費減額に伴う職員給与費相当分、一般会計繰入金の減額及び財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第32号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億307万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では浄化センターの汚泥ポンプを制御する装置の故障等により緊急に修繕が必要となったため、需用費の増額及び人事異動に伴う人件費の調整でございます。

歳入では、平成22年度事業費の確定に伴う財源調整等でございます。

次に、議案第33号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成22年度事業確定に伴い、歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第34号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,493万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,614万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、人事異動に伴う人件費の増額、介護給付費についてはサービス利用者数の見込みにより、居宅介護サービス給付費を増額し、施設サービス給付費を減額するものでございます。また、平成22年度事業確定に伴い、支払基金、国及び県と一般会計への返還金の増額並びに介護給付費準備基金への積立金を増額するものでございます。

歳入では、平成22年度決算確定に伴う繰越金の増額、歳出の人件費増額に伴う職員給与費相当分一般会計繰入金増額及び平成22年度事業確定に伴う支払基金交付金、県負担金の増額等でございます。

以上、17件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

## 日程第27. 平成22年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（山本 隆俊） 日程第27、平成22年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。監査委員2名を代表いたしまして、平成22年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成22年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月5日から8月10日までの間、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月24日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。

決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その内容について御報告申し上げます。

第1に審査の対象となりましたのは、平成22年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成22年度高鍋町特別会計8会計歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、老人保健特別会計、3、後期高齢者医療特別会計、4、下水道事業特別会計、5、介護認定審査会特別会計、6、介護保険特別会計、7、都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計、8、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほども述べましたとおり、平成23年7月5日から平成23年8月10日まで、実質審査日数は15日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出されました

決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係者の説明を聴取し、定期監査、例月検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他証拠書類などを照合審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認いたしました。また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成22年度一般会計決算におきましては、歳入において3,504万3,000円、歳出におきましては1億8,935万2,000円、前年度を下回っております。この結果、実質収支は前年度と比較して1億4,459万5,000円上回っております。なお、収支に関しましては、基金の運用を控除した実質単年度収支で判断しなければなりません。実質単年度収支も黒字となっており、収支均衡が貫かれた堅調な財政運営であったという結果が出ております。

次に、歳入でございますが、自主財源であります町税は2,998万5,000円減収となる一方で、依存財源であります地方交付税が1億6,252万9,000円増額、国庫支出金が、地域活性化臨時交付金や定額給付金給付事業等の廃止により4億3,156万3,000円の大幅減となっております。借入金であります町債は、1億3,898万4,000円減少しております。

なお、歳入の確保という面から見ますと、重要な自主財源であります町税、保育料、住宅使用料の収入未済額の合計が1億7,924万円で、前年度と比較して591万9,000円減少しておりますが、依然として多額であり、看過できない状況であります。

また、不納欠損額は、町税のみで1,037万3,000円となっております。前年度と比較して215万5,000円の減となっておりますが、町税の滞納処分の執行を停止している額は1億930万1,000円で、大幅に増加をしております。

次に、歳出でございますが、義務的経費におきましては、人件費が7,319万6,000円減額、公債費も7,156万8,000円減額となりましたが、扶助費が子ども手当の新設等によりまして3億7,157万5,000円増加したために、全体では前年度と比較して2億2,681万1,000円増加をしております。

また、投資的経費は、多目的広場建設事業や社会資本整備総合交付金事業等の増もありましたが、地域活力基盤創造交付金事業及び村づくり交付金事業等の減額、持田団地建替事業、戸籍電算化システム導入事業等の終了により、全体では、前年度と比較して3億2,589万1,000円の減額となっております。その他の経費では、口蹄疫関連の補助

金の増額がありましたが、定額給付金の終了により補助費等は3億1,490万円の減となっております。

基金につきましては、財政調整基金の積み立てが行われ、3月末の基金残高は8億6,265万6,000円となり、緊急時の対応力が強化をされております。

以上、22年度の実績を申し上げましたが、平成22年度一般会計の運営は、財政健全化の取り組みも一定の成果を収めるなど、おおむね適正であったと認められます。ただし、財政の健全度を示す経常収支比率や借金依存度を示す公債費比率は、依然として高い水準にあり、柔軟性や独自性のある行政運営を進めていく上で、今後とも改善をしていかなければならない状況には変わりありません。

今後の財政運営に当たりましては、歳入面では、特に自主財源の確保に向けてなお一層の取り組みを強化する必要があります。特に、収入未済額の解消は喫緊の課題であり、具体的な履行計画を明確にし、検証に基づく執行が必要であります。また、不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、慎重を期すとともに、不能欠損を発生させないための事前の調査及び対応が必要であります。

歳出面では、最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を重ね、町の活性化に資する予算編成に組み込み、執行面においては、予算を計画的かつ効率的に執行するよう常に予算の管理執行状況を把握し、真に町民のためのまちづくりに努められるよう要望します。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険の加入世帯、加入者は前年度と比較して138世帯、190人減少しております。歳入面では、被保険者の減により、国保税は前年度と比較して2,705万8,000円の減になるとともに、国庫支出金の大幅増額と繰越金の充当及び一般会計から2,961万3,000円の法定外繰入により、全体では微増となっております。

一方で、収入未済額は、前年度と比較して200万9,000円減少しております。不納欠損処理した額は1,485万5,000円で、前年度と比較して微増し、平成22年度未までの滞納累計額は1億4,007万4,000円となり、高額となっております。

執行停止中のものも加味すると、今後も増加することが懸念されます。国保税の確保には、これまでも種々の収納対策を講じられてきておりますが、安定した保険事業運営と負担の公平化を保つために、引き続き収納率向上対策に努めていただきたいと思います。

今後の国保財政を見通しますと、医療費負担の増加に加え、平成21年度に借り入れた町債の償還も新たな財政負担となりますことから、国保財政はますます逼迫することが予想されます。このような状況下、被保険者みずから健康保持や早期発見に心がけ、そのことが医療費抑制につながるよう、健康づくりセンターを最大限に活用するなど、政策誘導型の保健事業運営に取り組み、国民健康保険財政の安定化に努められるよう要望いたします。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。医療保険制度改正により、老人保健事

業は後期高齢者医療保険事業に移行され、老人保健事業特別会計は、過去の医療費等の清算を行っているところでありますが、平成22年度で閉鎖をされます。なお、閉鎖後の未清算があった場合は、一般会計において清算することとされております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行され、制度運用から3年が経過しましたが、国の高齢者医療改革会議で、費用負担のあり方が検討されておりますことから、その動向を注視していくことが必要と思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成22年度の公共下水道の事業量は管渠布設1,281メートル、面整備6.7ヘクタールで、新たに145世帯275人が使用可能となりました。平成22年度末現在の管渠総延長は44.2キロメートル、面整備累計は197.8ヘクタールで、普及率は31.6%、2,944世帯、6,749人となっております。

昨年度の審査報告でも述べましたが、下水道事業には、2つの課題があると考えております。第一点目としては、以前から指摘をされております財政問題と事業展開がございませす。現在事業認可を受けております233ヘクタールが、平成27年度に完了予定であります但、起債残高は、平成22年度末で29億2,080万4,000円と多額に上っております。その償還や施設の維持管理に要する財源不足を一般会計からの繰り入れで補っており、加えて浄化センターの老朽化が進み、長寿命化の対策が必要となっております。このような状況の中で、一般会計も財政健全化の真ただ中であり、自主財源の確保に向けた普及率の向上の取り組みをさらに強化するとともに今後の事業展開を慎重に検討する必要があると考えられます。

第二点目は、下水道使用料の収入未済額でございませす。

供用開始に伴う使用料徴収の手続が一部欠落し、未調定、未徴収が発生し、既に時効が完成した分につきましては、関係した職員からの協力金と在籍職員の減給処分で実質的な補てんがされておりますが、地方自治法に基づき、過去5年前まで遡及して調定をされた使用料についての平成22年度末の徴収実績は39%であり、この状況で推移すると未収入のまま経過することが懸念されます。対象となった使用者に経緯の懇切丁寧な説明はもとより、きめ細やかな対応により納入に対する理解を得られるよう努力するとともに、今後取るべき手続を明確に示した上で確実に履行されるよう強く要望します。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確、そしてスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望します。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成22年度の要介護、要支援の申請者数は963人で、前年度と比較して72人増加してございませす、申請者のうち非該当は6人となっております。

今後、介護給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的

な事業運営が求められます。このため、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう努めていただきたいと思います。

また、介護を必要とするすべての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていくよう望みます。

次に、都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計について申し上げます。清算金は5年間で完了する予定となっておりますが、交付は初年度で大半が終了し、分割納付と一部の交付が残るのみとなっております。未納につきましては、法的手続をとるなど、計画期間内に清算が確実に終了するよう要望します。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがいの用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に1市3町の構成で設置されたもので、平成21年度から事業運営を開始しております。平成22年度は平成21年度から繰り越した繰越金を財源に、条例に基づく基金積み立てを行うなど、おおむね適正に運営されたものと認められます。

今後とも、収入の確保に努め、適正で安定的な運営に努められるよう要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成22年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月20日から6月24日までの間の中で、役場において書面審査、対面審査を実施し、審査意見書を7月13日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。

その概要について御報告申し上げます。審査の期間は6月20日から6月24日までの間のうち、実質5日間でございます。審査の方法は、町長から提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績及び財政状況が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係者から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など、通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施しました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳表と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績、財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。まず、分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきまして、本年度の給水人口は1万9,103人で、前年度より500人減少し、有収水量も3万8,818立方メートル減少しておりますが、漏水対策等の効果もあり、有収率は89.7%と高い水準を維持しております。年間総配水量も前年度と比較して3万9,839立方メートル減少し、施設利用率、負荷率も低下しておりますが、同類型の団体の経営指標、最大稼働率を上回っており、効率的な業務運営がなされたものと評価できます。

次に、経営成績につきましては、収益では、営業収益は給水収益が大幅に減少したため、

その他の営業収益が増加しましたが、前年度を1.7%下回っております。営業費用は、修繕費及び修繕引当金計上の減額に加えて、減価償却費の増がわずかであったため、1.5%減少しております。営業外費用は、支払い利息が0.4%減少しております。これらの結果、純利益は、前年度より36.5%減の324万8,632円となり、これを全額減債積立金にしております。

なお、修繕引当金を520万円計上しておりますことから、実質の収支は844万8,632円の黒字となっております。経営状態につきましては、前年度より経営分析での指数が若干では悪化しておりますことから改善を図っていく必要があるものと考えられます。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表のとおりでございますが、資産の部では、有形固定資産は構築物及び機械装置の取得により増加をしております。流動資産は、繰越しとなった浄水場施設更新工事や配水管布設工事等の支払いが、現金預金の大幅な減額の要因となっております。負債の部では、固定負債は修繕引当金が136万4,600円減少するとともに、流動負債の未払い金が370万7,676円減少をしております。資金の運用面では、流動資産が流動負債を大きく上回っており、安定していると見られます。資本金の部では、企業際の償還及び借入金の抑制により、借入金が減少し、4,853万1,702円の減少となっております。剰余金は、利益剰余金及び工事負担金の増により、資本剰余金が増加したことにより、3,439万1,868円増加をしております。当年度末における財政状態は安定していると言えますが、企業債の未償還残高が34億1,000万円と高額であり、さらなる経営努力が望まれます。

分析による評価は以上のとおりであります。平成22年度の経営状況を見ますと、収益的収支の収益面では、給水戸数は前年度より微減し、経営の根幹である営業収益も前年度と比較して1.8%減少しております。一方、費用面では1.2%減少し、純利益は36.5%減の324万8,632円となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債借入れ抑制により、企業債が減少しておりますが、下水道工事に伴う配水管布設替えの工事負担金が2,696万398円増加をしております。支出では、繰越工事の完了により一般改良費が増加をしております。

経営状態につきましては、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状態が続くとともに、資産の増加に伴う多額の減価償却費の計上など、経営環境の改善には長時間を要するものと思われま。このような中で、給水人口は減少傾向にあり、大幅な増加は見込めず、今後、水道事業の経営に当たっては、業務見直しによるさらなる効率化に向けた取り組みと、安全で良質な水の安定供給に向けて信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

なお、現状は、給水原価が供給単価を上回っておりまして、財務分析における指標悪化要因となっております。このことの解消に向けて、徹底的に経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力と経営を望みます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。この後、11時30分から議員協議会を開きますので、第3会議室にお集まりください。

午前11時15分散会

---